

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター / 同消費生活啓発推進委員会

2012年2月
(平成24年)
第8号

～消費生活フェスティバルを開催しました！



熱心に質問する来場者



キュータ君も案内に一役

平成24年2月4日、5日にクリエイトホールにて、「消費生活フェスティバル～つなげよう、知恵と経験～」を開催しました。両日を通じて約1,000名の来場者があり、熱心に担当者の説明等を聴いていました。ご来場いただいた皆様、誠にありがとうございました。

「八王子市消費生活基本計画(素案)」について皆様のご意見を募集します (平成24年2月15日から平成24年3月14日まで)

消費生活のさらなる安定と向上を図り、「安全・安心な消費生活」を実現するため、消費者施策を総合的かつ計画的に推進する「消費生活基本計画」(以下、計画という)を策定します。

計画の策定によって、市民及び事業者の消費生活における意識・啓発をさらに向上させ、被害の未然防止並びに迅速な救済を図ります。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、この素案に対する皆様のご意見を募集します。より良い計画とするため、たくさんのご意見をお寄せください。

- 募集期間 平成24年2月15日(水)～平成24年3月14日(水)
- 対象者 市内在住・在勤・在学並びに市内に事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 閲覧場所 消費生活センター、暮らしの安全安心課、各事務所、各市民センター、各図書館
市のホームページに掲載
- 提出方法
「ご意見」・「住所」(市内在勤・在学の方は勤務先・学校名及び勤務先所在地・学校所在地も記載)・「氏名」・「電話番号」を明記し、次のいずれかの方法で平成24年3月14日(水)『必着』までに消費生活センターへご提出ください。
 - ・ 直接(持参):消費生活センター(生涯学習センター(クリエイトホール)地下1階)
 - ・ 郵送 :〒192-0082
八王子市東町5-6 生涯学習センター 地下1階 消費生活センター 宛
 - ・ FAX :042-643-0025
 - ・ Eメール :b210201@city.hachioji.tokyo.jp

弁護士による消費生活相談（無料）を実施しています

八王子市消費生活センターでは、毎月第2火曜日と第4金曜日に、弁護士による消費生活相談を実施しております。ぜひ、ご活用ください。なお、ご利用される前に、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

- 対 象：市内在住・在勤・在学の方
- 開催日：毎月第2火曜日・第4金曜日
- 会 場：クリエイトホール 地下1階 消費生活センター
- 弁護士相談時間：午後1時30分～4時30分
- 弁護士相談の定員：6名（先着順・要予約）
- 費 用：無料
- 申 込：要・電話(☎631-5455)で消費生活センターまで



あなたも八王子市消費生活啓発推進委員に参加してみませんか！

八王子市消費生活条例にもとづく消費生活啓発推進委員を募集しています。現在、第1期生11名の委員が精力的に活動して活躍しています。

- 主な活動：「消費生活ニュース」の発行（月刊）
- 「くらしのレポート」の発行（季刊）
- イベント等の企画・実施

※次年度は消費者教育分野の活動も計画されています。

- 5月 巡回パネル展・春編（南口総合事務所）
- 6月 環境フェスティバル2011（ユーロード）
- 10月 生涯学習フェスティバル（クリエイトホール）
- 10月 パネル展「防災・節電特集」（南口総合事務所）
- 10月 シンポジウム「防災を考える」（クリエイトホール）
- 11月 巡回パネル展・秋編（川口・やまゆり館）
- 2月 消費生活フェスティバル（クリエイトホール）

詳細は、消費生活センターまで
お問い合わせください
(☎631-5456)



【平成23年度実績】

| | |
|-----|--|
| 資 格 | 消費生活に関心を持ち、消費啓発活動等に積極的に参加できる 八王子市内に住所を有する満20歳以上の方 |
| 任 期 | 任期は2年（再任可） |
| 報 酬 | 無給（ボランティア） |

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分

（相談専用電話） 相談は無料、秘密は厳守します。

☎631-5455 *土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

